

すぎて、社長の店でなくなってしまうのではないかと思った、と専務は語る。

数年前から社長と同等に店の運営をする専務だが、古くからいる社員はやはり社長の方を向いている。時間や食材のロスを極力省こうとする専務夫妻からすると、社員の行動に歯がゆさを隠し切れない場面も少なくはない。大声で指導することもあるが、これも業界の特性なのか、「力技」だけではなかなか社員は動かしきれない。そんな時は社長の意見と協力を仰ぎながら少しずつでも前進させていくのだ。

社長からは『永く働いてもらっている社員だからこそ、その人間の性格を踏まえること』を根底に置いた指導がある。

事業承継

実は、曙水産株式会社の株主は社長の姉で、同業である姉の会社の株主は社長である。その理由を社長に尋ねると「元気なうちに整理して、子供たちを集め話をしなければいけないと思っているのだが、普段はお店で仕事をしていく日曜日は疲れてしまつて」と多くは語らない。現在、お店の運営の中心にいるのは、社長の次男である専務なのだが、名実ともに事業を承継するためには株式のみならず、財産全体の相続を念頭におかなければならない。法律にあてはめてしまうと魚慶の所有者は社長の姉であり、その後の承継者は姉の相続人（専務の従兄）ということになつてしまつ。その逆もまた然りで、魚慶と姉の店の株主は「クロス状態」となつてゐる。何故そのような状態にしたのかは、もはや五十年以上前の会社設立時の事で、社長自身も理由は覚えていないため今後の方針は未定である。

一般的には株式のクロス状態を解消して魚慶を含む社長の財産は社長の法定相続人（配偶者と子供たち）のみで解決できる状態にするのが望ましい。そのうえで、誰にどの財産を相続させるのかを整理していくと良い。重ねて一般例だが、配偶者の生活を確保したうえで、魚慶の株式は実質的運営者が相続し、その他の財産との整合性をはかつていくことになるのではないか？平成二十七年には相続税の基礎控除が縮小されたり、税率アップされたりなどの増税が行われることも鑑みておくのがよいのだろう。

夫婦と子供 3人の場合の 相続税基礎控除

平成 26 年までの基礎控除等

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人 (4 人)} = 9,000 \text{ 万円}$$



平成 27 年からの基礎控除等

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人 (4 人)} = 5,400 \text{ 万円}$$

上記の控除額を上回る財産に
相続税が課税される。
相続税の納稅義務が発生するのは
いままでは亡くなった方の 4% 程だったが
この改正で 8% 程になるそうだ。

※上記は新聞発表や国税局HPより

今後の展望

社長から専務へ



齊藤 光 社長

景気も悪いし風評被害もあって、このご時世での商売はとても大変だと思う。時代を読みながら経営を夫婦で力を合わせ頑張ってほしい。原爆マグロのときは、風評被害を解消すべく沢山の魚屋が築地からデモ行進を行つたが、根本的な解消には至らなかつた。人の噂も七十五日で、二ヶ月半ほどしないとお客様は戻つてきてくれなかつた。普段からある程度の期間を乗り越えられる企業体力をつけていって欲しい。



専務夫妻 (齊藤謙治さん・政子さん)

祖父から父へと守り続けてきた「良い品物をより安く」のモットーを踏襲したうえで、様々なことに挑戦していくたい。ネット販売の構想もあるので、お客様には楽しみにしていただきたい。